

2013年10月30日
改訂 2019年2月12日
改訂 2020年4月1日
改訂 2022年10月1日
改訂 2024年1月10日
改訂 2024年3月1日
改訂 2024年10月1日

「JSH 減塩食品リスト」（申請・審査・掲載後）に関する Q&A

【申請】

① 発売予定品の申請はできますか？

→申請は発売済みの製品に限定していますので、発売予定品の申請はできません。また当該品のホームページ（URL）も申請時点でアップロードしていることが条件となります。

② 修正申請の場合は、どの程度の修正までが対象となりますか？

→JSH 減塩食品リストに掲載された製品であって、JSH に提出した申請書の内容に変更があるものは原則として修正申請となります。特に JSH 減塩食品リストに掲載する項目以外にも製品パッケージデザインや表示や品質関連に関する変更は修正申請が必須です。一方で製品の販売に関する事項（販売方法・販売地域・販売価格等）に関する変更や一時的なキャンペーンの実施によるデザイン変更は修正申請の対象と致しません。尚、修正申請の書類は、修正部分の記述を赤文字にして提出してください。

→修正申請とは当該募集期間の直前までに JSH 減塩食品リストに掲載されている内容・記述からの変更です。特に栄養成分表示の数値に関する変更がある場合には、対象製品・修正理由・修正時期・修正内容（修正前と修正後の比較）を記した補足資料をエクセルファイルで提出すること（書式自由）ファイル名は「JSH 減塩食品リスト掲載申請書（会社名・補足資料）西暦年月日」としてください。

③ 申請書の記入・提出方法について問い合わせをすることはできますか？

→原則として受け付けておりません。「JSH 減塩食品リスト掲載申請書の記入・作成・提出要領」や申請書に記述された説明等を参照ください。尚、まとめシートは最重要部分です。URL が適切なホームページにリンクするかどうか、食塩相当量に関する数値の有効数字（幅表示においては数値と単位）は適切かどうか、修正申請にあっては修正前の記述が正しくリストから転記されたものかどうかを必ず提出前にご確認願います。

④ 審査結果で「掲載不可判定」となったものを再度申請することはできますか？

→修正した申請書で、別の申請期間に再度申請することはできます。もちろん新たな申請として審査します。

⑤ 中身が一緒で量目やパッケージの異なる製品は別々に申請するのでしょうか？

→中身レシピが同じ製品は同一の申請書になります。申請書の量目・パッケージ欄に全て記入してください。尚、製品画像の貼付方法については申請書に記述された説明を参照ください。

⑥ 申請書ではカリウム含有量を記入することになっていますが、製品にはカリウムをほとんど含有していないので、製品パッケージにもホームページにもカリウムの表示をしていないのですが、どのような判断になりますか？

→カリウム含有量の情報公開は JSH 減塩食品リストに掲載する製品のルールです。カリウム含有量はその多寡を問わず、製品パッケージにもホームページにも掲載していただくことが原則になります。特例として、カリウム含有量が極めて少いケースでは、製品パッケージには表示していなくても、ホームページに表示していることを条件として「掲載可」とすることがあります。

⑦ 申請書のナトリウムやカリウム含有量は計算値で記述してはいけないのでしょうか？

→JSH 減塩食品リスト掲載品は分析値を必須条件としています。また分析方法については食品表示基準に定められた原子吸光光度法もしくは誘導結合プラズマ法となります。

⑧ 申請書に記入する製品のホームページの URL (JSH 減塩食品リストのリンク先) ですが、量目パッケージが 2 種類 (レシピ同一) あるので、URL が 2 つあるのですが、どのように記述すればよいですか？

→申請書には JSH 減塩食品リストからリンクしたい量目パッケージの URL を 1 つ選択して記述ください。

⑨ 申請や掲載の際に、費用はかかりますか？

→現在継続検討中です。申請の状況をみて判断してゆきたいと考えています。

【審査】

① 審査結果の具体的な内容は教えていただけますか？

→審査結果の具体的な内容については公開しません。「JSH 減塩食品リスト掲載基準」のどの項目を満たさなかったのかについて、申請者に審査結果としてご連絡します。

② 審査委員・審査機関は公開していますか？

→審査に関わる人選や機関は JSH 減塩・栄養委員会より委任されたメンバーおよび機関で実施していますが、非公開としております。

③ 審査結果で「掲載不可判定」となった場合に、異議申し立てはできますか？

→受理しません。ノークレームが原則です。

【掲載後】

① 掲載品を終売することになったのですが、どのように報告すればよいですか？

→1か月以上の猶予をもって事務局宛てに報告願います。報告書は「対象製品・終売理由・終売時期・URL の消去日」を必ず記載して報告願います。年 2 回の JSH 減塩食品リストの更新時期にリストより削除します。ファイル名は「西暦 8 衍 JSH 減塩食品リスト掲載品削除申請書 (会社名・製品名)」。

→品種の終売については修正申請で申請ください。終売申請はリストからの製品自体を削除することです。尚、品種の終売にあたっての修正申請については申請書における所定のシートを削除することはできません（まとめシートだけで提出することは不可）。

② 掲載品にリコールやトラブルがあった場合は、どうすればよいですか？

→速やかに事務局宛てに報告下さい。製品の安全性に関わる場合は、JSH 減塩食品リストより一定期間の削除あるいは告知などを行い適切なる対処をします。

③ 掲載品の販売状況・販売数量は報告するのでしょうか？

→JSH 減塩・栄養委員会では日本国内における減塩化状況の定量的把握のため、販売状況や販売数量等を年度末（3月）にヒアリングします。ヒアリング情報は統計的なデータに纏めたもので一般公開しています。したがって、販売数量の回答ができない製品は申請をしないようにお願いします。また掲載後にお答え頂けない場合には原則として JSH 減塩食品リストから削除します。

④ 掲載品の販売数量が少ない場合は、JSH 減塩食品リストから削除されることはありますか？

→販売数量が低迷してどこで購入できるかもわからないような状態に陥っている製品については、適宜リスト掲載を継続するかどうかの判断を行います。逆に、減塩化に大きく貢献している製品にあつては JSH 減塩食品アワード等での表彰を行います。

⑤ 掲載品のホームページは掲載内容のチェックのためのパトロールをされるのでしょうか？

→掲載品のホームページは不定期にパトロールを行います。リンクが不可能な状態の場合は、顛末書を提出していただくことになります。

⑥ 掲載品のホームページに申請内容と異なる記述があった場合はどうなりますか？

→掲載品の申請内容とホームページの掲載事実が大幅に異なっている場合は、JSH 減塩食品リストから削除することもあります。尚、申請時期は年2回ですので、JSH 減塩食品リストに掲載された後に修正を行った場合は、直近の申請期間に修正申請を行ってください。修正申請を忘れた場合においては JSH 減塩食品リストから削除となることがあります。

⑦ JSH 減塩食品リストに掲載された製品を、自社の製品のメニュー・レシピ等に引用することはできますか？

→JSH 減塩食品リストに掲載された製品を引用することは可能です。ただし引用を行う際に、JSH 減塩食品リストに関する表現やリンク先については事務局に企画概要を書面で提出の上ご相談ください。

⑧ 掲載品のホームページから JSH 減塩食品リストへのリンクを張ることは可能ですか？

→可能ですが、掲載品のホームページでの JSH 減塩食品リストの表現方法については統一させていただいております。この表現方法については「掲載可」の判定結果の出た製品の申請者にお知らせいたします。また【申請】⑨のケースのように、量目パッケージが2種類以上ある製品においては、登録した URL 以外の量目パッケージの製品のホームページからもリンクを張ることが出来ます。

⑨ JSH 減塩食品リストに掲載されたことをTVや新聞などで広告することはできますか？

→個別に企画内容を明らかにして事前にご相談ください。

⑩ 季節限定で販売している製品（冷やし中華・鍋物など）なのですが、販売期間を過ぎるとホームページを消しているのですが、どうすればよいでしょうか？

→JSH 減塩食品リストでは、季節限定販売の製品の販売休止・再開時期に対応してリストを修正することは致しません。掲載品のホームページを消した場合には JSH 減塩食品リストではリンクエラーになりお問い合わせが多発する可能性があります。よって季節限定販売の掲載品においては、販売期間の表示をホームページに表示する等の工夫によりホームページを消すのではなく継続してリンクがかかるようにしてください。また天変地異などにより提供が一時的に困難になった場合は、休売申請を提出してご相談ください（ホームページ対応やファイル名は終売申請に準じます）

以上